

河川管理者からの要請に対する回答について

<本回答作成までの経緯>

河川管理者からの要請に対し、回答するまでの経緯は下記の通りである。

- ・第5回住民参加部会（5/27開催）にて、河川管理者より、別紙1の通り要請があった。
- ・第5回住民参加部会終了後、住民参加部会委員有志で検討を行ったが、明確な結論が出ず、全委員を対象として議論を行うように運営会議に諮ることとなった。
- ・第24回運営会議（6/2開催）に諮った結果、全委員に呼びかけを行い、対話集会に関する検討会を開催することが決定した。
- ・対話集会に関する検討会を7/4に開催し、18名の委員による検討が行われた。
- ・その後、委員より、河川管理者からの要請に対しては、公式の場で回答すべきであるとの意見があり、芦田委員長、寺田委員長代理の判断で、本回答を作成することとなった。
- ・第23回委員会（7/12開催）において、回答案を審議した結果、「どのように回答するか、運営会議に一任する」ことが決定した。
- ・第26回運営会議（7/23開催）における決定内容（結果報告より）
 - ・委員から推薦のあったファシリテーター候補者を検討した結果、16名を推薦することとし、河川管理者にその旨を伝えた。
 - ・第23回委員会（7/12）に提出された回答文書案をもとに、委員長が回答文書を作成し、運営会議メンバーに確認した上で河川管理者に提出する。回答文書は第24回委員会（9/5）にて委員に報告し、公表するが、ファシリテーター候補者名については、プライバシー保護の観点から非公開とする。委員には候補者リストを回覧する。
- ・9/4 河川管理者に回答（次頁以降）を渡す。

平成 15 年 9 月 4 日

平成 15 年 5 月 27 日付け文書にて河川管理者から出された依頼に対する回答

淀川水系流域委員会
委員長 芦田 和男

第 5 回住民参加部会（5 月 27 日）において、河川管理者より、対話集会のテーマおよびファシリテーターの推薦に関して要請のありました件（別紙 1 参照）について、下記の通り、回答致します。

1. 本回答の位置づけ

第 21 回委員会（5 月 16 日）にて確定した淀川水系流域委員会提言別冊「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」において、河川法第 16 条の 2 に定める「公聴会」として、円卓方式の「対話集会」もしくは「対話討論会」の開催を提案している。

本回答は、第 5 回住民参加部会（5 月 27 日）において河川管理者から出された、河川管理者が上記の対話集会を開催する際のテーマおよびファシリテーターに関する、委員会への要請に対して回答するものである。

本回答については、対話集会のテーマおよびファシリテーターを河川管理者が決定する際に参考として頂く、という位置づけで作成している。

本回答を作成するにあたっては、「対話集会に関する検討会（7 月 4 日）」の開催および、委員への文書による意見募集を行い、委員会、運営会議にて議論を行った。

対話集会やファシリテーターの役割については、合意形成に向けた新しい試みであり、今は試行段階といえる。提言や本回答を参考に、様々な取り組みを行うことによって知見、経験を重ね、より良い方法を模索頂きたい。

2. 対話集会のテーマについて

対話集会のテーマについて下記の意見を参考に、テーマを決定頂きたい。

- ・河川整備計画策定までの時間的制約を考え、テーマの数を減らしてはどうか
- ・「河川敷におけるグラウンドの縮小」の「縮小」という表現は変えた方がよいのではないか
- ・「狭窄部」については、「ダム」に含めてよいのではないか
- ・「水需要管理」という言葉は、一般の方にはわかりにくいのではないか

また、対話集会の開催にあたっては、下記意見にも留意されたい。

- ・現段階で完璧な対話集会を原案作成までに行うことは不可能であり、河川管理者も試行的な位置づけで対話集会を行っていただければよいのではないか。
- ・琵琶湖部会で5/25に開催した試行の会では、委員がいわばファシリテーターとなり、100名程度が参加した。一つの例として参考になるのではないか。

3. ファシリテーターの推薦

委員会が適当であると考える方を別表に記すので、ファシリテーター選出の際の参考として頂きたい。なお、別表の位置づけ、取り扱いについては下記の点に留意されたい。

- ・別表は委員からの推薦を踏まえ、委員会、運営会議での議論を経て作成したものであるが、ファシリテーターが新しい分野の役割であり、これまでに事例も少ないことを考慮すると、この方々以外にも適任な方はおられると考えられる。そのため、別表に挙げている方以外でも、河川管理者が適当であると判断すれば、その方をファシリテーターとして選定していただいても構わない。
- ・別表に挙げているファシリテーター候補者には、このような形で名前を挙げることを伝えていない。従って、プライバシー保護の観点から、別表は非公開として頂きたい。また、ファシリテーターとして依頼する場合には、この点をご考慮いただきたい。

ファシリテーターの選出にあたっては、下記意見を参考にされたい。

- ・ファシリテーターはテーマ毎に選ぶべき。テーマ毎に候補者を決定した後、候補者を推薦した委員に適任かどうかを確認してもらうのがよいのではないか
- ・流域委員会の活動を理解している人がなるべき
- ・対話集会にて、これまでの委員会の経緯など、ファシリテーターの知識が及ばない範囲の話となった場合に、ファシリテーターの理解を助ける役目として、委員が同席すると良いのではないか

平成 15 年 5 月 27 日

淀川水系流域委員会庶務 殿

平成 15 年 5 月 27 日の住民参加部会で当方から発言のありました、下記 2 点について報告します。

対話集会のテーマ

- ・「狭窄部開削の当面未着手」
- ・「河川敷におけるグラウンドの縮小」
- ・「川上ダムの調査検討」、「余野川ダムの調査検討」、「大戸川ダムの調査検討」、「丹生ダムの調査検討」、「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討」
- ・「水供給管理から水需要管理への転換」

ファシリテーターの人選

- ・各テーマ毎にファシリテーターとして適切な方の推薦を、流域委員会に要請します。